

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和7年1月)

1. 開催日時 令和7年1月27日(月)
午後1時30分から午後2時13分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 18人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清夫
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 1人(4番 久保さとみ)
5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 11人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

欠席委員 5人(遠藤予志郎 毛利益三 天満茂樹 吉田健 楮山富行)

6. 議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4 報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について
- 第5 報告事項(2)農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願に

ついて

- 第6 報告事項(3)農地転用の制限の例外届について
- 第7 報告事項(4)農地の転用事実に関する照会について
- 第8 報告事項(5)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 尾西稔生
局長補佐 原田裕充
事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和7年1月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、4番 久保委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員11名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

会長

(会長挨拶)

議長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、2番、藤本委員、5番、安部委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、
議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について
報告事項(2)農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
報告事項(3)農地転用の制限の例外届について
報告事項(4)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(5)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

- 議 長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。
なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。
- 議 長 それでは、議第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。
- 議 長 まず最初に、1番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書1項をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。
申請地の所在は鴨島町敷地字鳥取畑で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は766㎡です。
譲渡人は、申請地で自家消費用の野菜を家族で作っていますが、この度、申請地を子である譲受人に生前贈与することになりました。
所有者変更後も、これまでどおり家族で野菜を育てるそうです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 審議に先立ち、■番、■■委員におかれましては、関係者でございますので、退出をお願いします。
(■■委員 退出)
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります2番、藤本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 2番 2番、藤本でございます。いま、事務局が報告した内容でございます。親子間の贈与ですので別段問題ないと判断致しました。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第1号1番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第1号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 次の審議に入る前に■番、■■委員の入室を認めます。
(■■委員入室)

議 長 続きまして、2番の使用貸借権の設定についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。
申請地の所在は鴨島町牛島字西條前で、地目は台帳、現況共に畑、面積は840㎡です。
借人はNPO法人で、市内で運営する就労支援施設の利用者と職員が出荷用及び自家消費用の野菜を栽培するための用地として申請地を使用貸借するものです。なお、借人は、これまでも同様に市内の農地を借り入れての耕作実績がございます。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、山口です。補足説明をさせていただきます。貸人は高齢者世帯で、後継者もおらず農地の管理に困っておりました。申請地につきましても以前から借り手を探して欲しいと依頼を受けておりました。この度、借人と話がまとまりました。借人である法人も就労支援で既に野菜を栽培しておりますので何も問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第1号2番の使用貸借権の設定につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第1号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きます、3番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料3です。申請地の所在は鴨島町知恵島字千田須賀東で、地目は台帳、現況共に畑、面積は336㎡です。この度、両者間で申請地の贈与の話がまとまり、譲受人は自家消費用の大根、キャベツ、ネギを作付けするそうです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります18番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

18番 18番、瀬尾です。ただいま、事務局から説明があったとおりで問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第1号3番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第1号3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きます、4番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料4です。申請地の所在は川島町学字樋口で、地目は台帳、現況共に畑、面積は955㎡です。申請地は、以前から譲受人が管理しており、この度、両者間で贈与の話がまとまったそうです。申請地には、キウイ、夏みかん、柿の木が植えられており、譲受人はそのまま管理を続けるそうです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 　19番、大久保です。ただいまの事務局の説明のとおりで何も問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第1号4番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　異議なしということでございますので、議第1号4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、5番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　5番でございます。位置図については、資料5です。申請地の所在は山川町宮北で、地目は台帳、現況共に田、面積は637㎡です。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、県外在住であるため、姉である譲受人が管理をしています。この度、姉弟間で申請地を贈与することになり、譲受人は引き続き自家消費用のキャベツや人参を作っていくとのことでした。

以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります10番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 　10番、川端です。現地調査をした結果、現状は申請の出ている人参等を栽培できる状態ではありません。本人自体も農業ができるような体調ではありませんので、1か月待ってもらって、両者に申請地をどのようにしていくか確認したいと思っています。今回は保留と考えております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第1号5番の贈与による所有権移転につきましては、保留という意見が出ました。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第1号5番について保留とすることに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第1号5番につきましては、保留とすることに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、6番の売買による所有権移転及び7番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 6番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は山川町宮地で、地目は台帳が田、現況は畑、面積は293㎡です。
申請地は、前所有者と譲受人間で売買の同意があり、相続した譲渡人もそれに従い、申請地を譲り渡すことになりました。譲受人は、後ほど議第2号3番で審議していただきますが、隣地を転用して居宅を建築する予定で、申請地では知人に教えてもらいながら自家消費用のブロッコリーを栽培するとのことです。
- 事務局 続きまして7番でございます。議案書1頁から2頁になります。2筆でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は山川町旗見で、地目は台帳が田及び畑、現況が畑、合計面積は1,709㎡です。
譲渡人は、申請地を相続しましたが、県外在住のため管理に苦慮し、申請地近くに住む妹である譲受人に譲り渡すことになりました。
譲受人は、申請地にスタチとミカンの木を植えて管理していくそうです。
- 2件とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 14番 14番、原です。6番については、事務局の説明のとおり、転用により居宅を建て、隣地も買い取り、畑として野菜を栽培するとのことです。
2件とも別段問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第1号6番の売買による所有権移転及び議第1号7番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないとい

うことでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号6番及び7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第1号6番及び7番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、8番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 8番でございます。位置図については、資料8です。申請地の所在は山川町川田で、地目は台帳、現況共に田、面積は746㎡です。譲渡人と譲受人は親子であり、親から子への農地の生前贈与になります。譲渡後は、これまでどおりブロッコリーを作付けするそうです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります9番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9番 9番、南園です。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。先日、現地確認をいたしましてご本人の自宅で面談を致しました。父から息子への贈与でありまして、別段問題もないと思いますので、よろしくご審議の程お願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第1号8番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第1号8番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 それでは、1番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請及び2番の使用貸借権設定による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3頁になります。1番でございます。位置図については、資料9です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字中筋、地目は、台帳、現況共に畑、面積は904㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、後継者もおらず、農地の管理に苦慮しており、この度、休耕地となっている申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル210枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をミツウロコグリーンエネルギー株式会社へ売電する計画です。事業費は借入資金1,040万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、雑草管理として、防草シートを施工します。また、周囲に関連会社所有の太陽光発電施設のフェンスと隣接する民家の塀が存在することから、フェンスの新設は南側と西側の一部のみになります。土地の境界は、既存の擁壁等に囲まれており、盛土等もないので土砂等の流出の可能性は小さく、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

事務局 続きまして2番でございます。位置図については、資料10です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字新田、地目は、台帳、現況共に畑、面積は296㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

借人夫婦は、現在賃貸アパートに住んでいますが、子が生まれたことで手狭になることから、借人の祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、新たに居宅を建築することになったようです。

計画概要は、2階建て住宅、建築面積88.14㎡を建築する計画で、事業費は借入資金3,270万円を予定しています。

土地の造成については、山土及び碎石により約50cm盛土し転圧します。境界には道路と新設のコンクリート擁壁が存在するため、土砂等の流出はありません。

給水は市上水道、雑排水は公共下水道に排水し、雨水は敷地内の集水枡を經由して北側道路側溝に排水予定です。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許

可やむを得ないと思われます。
以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きますで、担当委員であります、17番、江本委員の方から、
現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

17番 17番、江本です。現地調査に行つてまいりました。1番の太陽
光発電施設用地ですが、譲受人は現在総面積5ha程太陽光発電を
やっている方で、今回の申請地の東隣と北隣にも譲受人の太陽光発
電施設がございます。西側は家が建つており、家と道路、太陽光発
電施設に困まれた一反ほどの土地ですので、別段支障になる問題も
ないと思われます。

もう1件は使用貸借権を設定して居宅を建築するとのこと
です。申請人の祖父の農地で、市街化調整区域でございますので農家の分
家という特例を利用しての居宅建築になると思われます。現在、申
請地を耕作している方は、人参を作つており、何か問題はないかと
尋ねたところ、特に問題ないとのことでした。広い農地の中に家が
建つわけですけれど、これは仕方ないなと思われます。別に問題は
ございません。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、1番の
売買による太陽光発電施設用地のための転用申請及び2番の使用貸
借権設定による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆
さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第2号1番及び2番について許可することに、ご異議ございま
せんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第2号1番及び2番に
つきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きますで、3番の売買による居宅新築のための転用申請でござ
います。事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は、山川町宮地、地目は、台帳、現況共に田、面積
は330㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第
2種農地でございます。

申請地は先ほどの議第1号6番の隣地であり、隣地同様に前所有
者が手放すことを決めており、今回、相続した譲渡人から譲受人の
居宅建築用地として売買することになりました。

計画概要は、平屋建て住宅、建築面積123.10㎡を建築する計

画で、事業費は自己資金2400万円を予定しています。

土地の造成については、表土を30cm取り除き、土砂及び砂利にて35cm盛土し、コンクリート舗装と一部は芝生を植えて仕上げます。申請地は、道路、既設擁壁と新設する擁壁に囲まれるため、土砂等の流出はありません。

給水は市上水道、雑排水は合併処理浄化槽を介して市道側溝へ、雨水は敷地内の集水枡を経由して同じく市道側溝へ排水する予定です。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きます、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 14番、原です。先ほどの3条の案件の隣地ですが、家の方は平屋だそうです。残りは駐車場等に利用するそうで、何も問題はないと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第2号3番の売買による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第2号3番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 次に、
報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について
報告事項(2)農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
報告事項(3)農地転用の制限の例外届について
報告事項(4)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(5)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について、をご報告致します。

議案書の4頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料11です。

取消届出地の所在は、鴨島町西麻植字広畑、地目は、台帳、現況共に

畑、面積は20㎡でございます。本件は、自動車退避場への転用について、平成10年4月24日付け農地法第5条の規定による許可を得ていましたが、令和6年9月17日に、取消届が提出され、取消理由、転用計画の廃止により、許可の取消しを行ったものでございます。令和6年10月7日付けで、許可の取消に係る通知書を送付致しました。

続きまして2番から6番を一括して報告致します。位置図については、資料12から14です。

取消届出地の所在は、鴨島町牛島字東辻外7筆で、地目、面積は議案書のとおりで5件8筆の合計面積は5,841㎡でございます。本件は、太陽光発電施設用地への転用について、令和6年7月1日付けで農地法第5条の規定による許可を得ていましたが、令和6年12月6日に、取消届が提出され、取消理由、転用計画の廃止により、許可の取消しを行ったものでございます。令和6年12月9日付けで、許可の取消に係る通知書を送付致しました。

○報告事項（2）農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について、をご報告致します。

議案書の6頁をご覧ください。1番でございます。5筆でございます。位置図については、資料3です。

今回許可申請の取り下げがあった土地は、鴨島町知恵島字千田須賀東の5筆で、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は7,016㎡でございます。本件は、太陽光発電施設用地への転用許可申請として、先月総会に議案として取り上げる予定でしたが、近隣との協議が完了していないことから申請取り下げの連絡があり、令和6年12月13日に「近隣協議の遅延」との理由による取下願が提出され、同日で受理、令和6年12月18日にその旨を通知しました。

○報告事項（3）農地転用の制限の例外届について、をご報告致します。

議案書の7頁をご覧ください。1番でございます。届出のあった土地の所在は鴨島町飯尾字掘りで、位置図については、資料15です。こちらは、農地法第4条第1項第8号に基づく同法施行規則第29条第1項第1号による、農地への進入路への転用届出でございます。転用面積は934㎡のうち190.03㎡です。令和6年11月29日付けで、これを受理致しました。

2番でございます。届出のあった土地の所在は山川町旗見で、位置図については、資料7です。こちらも、農地法第4条第1項第8号に基づく同法施行規則第29条第1項第1号による、農業用倉庫用地への転用届出でございます。転用面積は360㎡のうち18.9㎡です。令和6年12月25日付けで、これを受理致しました。

○報告事項（4）農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文

書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の8頁をご覧ください。1番でございます。3筆でございます。

照会地は、所在が鴨島町上浦字国中と玉取で、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は3,262㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に荒廃し農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和6年12月10日付けで回答したものでございます。

2番でございます。

照会地の所在は、山川町旗見、地目は、台帳、現況共に畑、面積は379㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和6年12月10日付けで回答したものでございます。

3番でございます。

照会地の所在は、山川町石堂、地目は、台帳、現況共に田、面積は767㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和6年12月26日付けで回答したものでございます。

○報告事項(5)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の9頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、利用権設定の使用貸借権の合意解約5件6筆、賃貸借権の合意解約が2件3筆でございます。

以上でございます。

議長

報告事項(1)から(5)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

○地域計画策定に係る協議の場について

○農林業センサスの実施について

○農業委員、農地利用最適化推進委員の選挙運動の制限について

議長

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉会

(終了時刻 午後2時13分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記